

指定認知症対応型共同生活介護 契約書

(以下、「入居者」といいます)と、かもめの家(以下「事業者」といいます)は、事業者が入居者に対して行う介護保険法に基づく指定認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護(以下「共同生活介護」といいます)について、次の通り契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は入居者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、共同生活介護を提供し、入居者又は入居者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日～入居者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日の30日前までに、入居者から事業者に対して文書により契約満了の申出がない場合、かつ、入居者が要介護認定の更新で要介護者と認定された場合、契約内容に変更がなければ、契約は自動的に更新されるものとします。
3. 短期利用共同生活介護に関しては、1ユニットの定員の枠内で1名を限度として、あらかじめ連続30日以内の期間を定め利用できます。

第3条(利用基準)

入居者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 原則、板橋区在住。要介護1以上の被認定者であり、且つ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れが無いこと
- ④ サービス従業者又は他の入居者に対して迷惑を及ぼすような行為や宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと
- ⑤ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑥ 本契約に定めることを承認し、事業者の運営方針に賛同できること

第4条(介護計画の策定)

事業者は、次に掲げる事項を介護計画作成担当者に行わせます。

1. 入居者の心身の状況、希望、その置かれている環境を踏まえて、介護従事者と協議の上、支援の目標、当該目標を達成する為の具体的サービス内容を記載した計画を作成すること
2. 作成した計画についての、入居者及びそのご家族への説明
3. 必要に応じた計画の変更
4. 介護計画について記録を作成し、契約終了後5年間の保存
5. 事業者は入居者及び入居代理人の申請に基づき、個人記録の閲覧等ができるものとする

第5条(共同生活介護サービスの内容)

1. 事業者は、介護計画に沿って、入居者に対して、介護保険法令で定める必要な支援を提供します。又、計画が作成されるまでの間も入居者の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供します。
2. 入居者が、利用できるサービスの種類は「重要事項説明書」の通りです。事業者は重要事項説明書に定めた内容を、入居者及びご家族に説明します。
3. 事業者は、サービスの提供に当たり、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ服)を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に投与する等、身体的拘束を原則として行いません。また、夜間帯を除き、ホームの玄関・出入口等の施錠による行動制限は行いません。

第6条(要介護認定の申請に係る支援)

1. 事業者は、入居者が要介護認定の更新申請が円滑に行えるように、入居者を支援します。事業者は、入居者が希望する場合は、要介護認定の申請を入居者に代わって行います。

第7条(サービス提供の記録)

1. 事業者は、共同生活介護サービスの提供に関する個人記録を作成し契約終了後5年間保管します。
2. 入居者は、当該入居者に関する前項の個人記録を閲覧できます。
3. 入居者は、当該入居者に関する第1項の個人記録の複写物の交付を受けることができます。
4. 前項の費用は、実費とする。

第8条(料金の請求及び支払い)

1. 入居者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める料金を、毎月ごとに合計して事業者に支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を添付して、翌月15日までに入居者に請求します。
3. 入居者は、当月料金の合計額を翌月指定日までに、事業者が指定する方法により支払います。
4. 入居者は、料金の支払いに関する第2項及び第3項を、ご家族等に委任することができます。
5. 事業者は、入居者から料金を受領したときは、入居者に対し領収書を発行します。

第9条(契約の終了)

1. 入居者は、事業者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解除できます。但し、入居者は、事業者の正当な理由のない債務不履行、不法行為があった場合には、即時契約を解除できます。
2. 次の事由に該当した場合、事業者は入居者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解除することができます。
 - ① 入居者がサービス利用料金の支払いを、正当な理由なく2ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合。
 - ② 入居申込み、又は契約締結に際し、虚偽があったことが判明した場合。

- ③ 入居者が医療機関等に入院し、明らかに2ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は、2ヶ月を経過しても退院できないことが明らかな場合。
- ④ 次の事由に該当した場合
- ・入居者が、事業者の警告や注意にもかかわらず、禁止事項を守らなかった場合。
 - ・入居者の心身の状態変化により、継続して共同生活を営むことが困難な場合。或いは寝たきり状態等になった場合。
 - ・入居者の暴力行為等により、他者への危害が出現した場合。
 - ・常時医療行為が必要となった場合。
3. 入居者が要介護認定の更新で、非該当又は要支援1と認定された場合、契約は更新されず、終了するものとします。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 入居者が他の介護保険施設等へ入院、入所した場合。
 - ② 入居者が死亡した場合。
 - ③ 被保険者資格を喪失した場合。

第10条(退居時の支援)

事業者は、契約が終了し入居者が退居する際には、入居者及びそのご家族の希望、入居者が退居後に置かれることになる環境等を勘案し、円滑な退居の為の支援をします。

第 11 条(秘密保持)

事業所の従事者は、業務上知り得た入居者及びその家族の秘密を保持する。事業者は従事者であった者に、業務上知り得た入居者及び家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を誓約書に明記する。

第12条（個人情報保護）

個人情報保護法に基づき事業者は、サービス提供をする上で知り得た入居者及びそのご家族に関する個人情報等を、正当な理由なく第三者に漏らしません。尚、この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

但し、事業所運営上、必要な調査、サービス担当国会議や諸国会議等に於いて関連事業所及び医療機関に対して、個人情報を利用する場合についてはその限りではない。

第13条(賠償義務)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第14条(連絡義務)

事業者は、入居者の健康状態が急変した場合等は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡すると共に、主治医又は医療機関等に連絡する等の必要な措置を迅速に行います。

第15条(身体拘束の禁止)

- 1.) 事業者は身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者又はその他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2.) 虐待防止の為の措置に関する事項
 - ・虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催
 - ・虐待防止の為の指針を整備
 - ・従業者に対して虐待防止の研修を実施(開催時期は研修スケジュールに明示)
 - ・虐待防止担当者(管理者)

第16条(相談・苦情対応)

事業者は、入居者からの相談・苦情等に迅速に対応します。

第17条(事故発生時の対応)

事業提供中において事故が発生した際には速やかに関係者・部署への連絡、及び緊急を要する場合には主治医への連絡・緊急対応を行うものとする。また事故の詳細について記録を残すと共に再発防止に努める。

第18条(本契約に定めのない事項)

1. 入居者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上、定めるものとします。

第19条(緊急時の対応)

事業者は、入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第20条(火災等非常災害時における通報、連携体制や非常災害に際して必要となる整備)

事業所は非常災害に備えるため、非常災害時(火災、風水害、地震等)対応計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

- (1) 防火管理者・責任者の選任、任命及び配置
- (2) 年2回の総合訓練(開催時期は事業計画に明示)
- (3) 非常食・備品の設置及び定期的な点検
- (4) 非常設備
 - ・火災報知設備
 - ・スプリンクラー
 - ・消火栓、消火器
- (5) 非常災害時の連絡網を整備

第21条(裁判管轄)

入居者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入居者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、予め合意します。

この契約を証する為、本契約書2通を作成し、入居者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保管するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

〔事業者〕 事業者名 社会福祉法人 不二健育会 かもめの家
(事業者番号 1391900089)

住所 東京都板橋区東坂下1-12-7

氏名 理事長 竹川 節男

〔入居者〕 住所

氏名 _____ 印 _____

[入居者代理人]

住所

氏名 _____ 印 _____